

単位PTA向け Q&A 【参考資料】

横須賀市PTA協議会(以下 市P協)は、単位PTA(以下 単P)の自主的な活動を尊重し、これを制約することはありません。そのため、本資料の回答についても【参考】としてください。強制するものではありません。

■はじめに

ここ数年、PTA は任意加入問題や役員決めなどでのブラックなイメージなど、メディアや SNS で取りざたされることが多く増えており、単位 PTA でのトラブルも目立ってきております。今一度法規を見直し、正しいことを真正面から取り組む必要があると考え、この Q&A 集を作成することにいたしました。

市P協のスローガンに『単Pは学校の応援団』とあるように、『子どもたちのために、保護者と教職員が力を合わせて学校と児童生徒を支えていく仕組みは大事だ』と考えています。ただ、今のPTAにつきまとう、昔からの慣習と仕事量、義務感、強制感、不公平感をなくし『できる人が、できる時に、できることをする』というボランティアの基本に立ち返り、現状にあった活動に見直すことは必要だと考えます。

各単Pでも学校と子どもたち、保護者たちに合ったPTAの役割をみつけ、活動量を減らしたり、活動するスタイルを変えたりして、負担軽減などの改革を進めていきましょう。

■目次

1. 入会について

- Q1 PTAには全員が入らなければいけないのですか？
- Q2 入会の意思を「入会届」のような書面で確認しなければいけないのですか？
- Q3 任意加入であることをいつ説明したらいいですか？
- Q4 入会したくない人がでたらどうすれば良いですか？
- Q5 入会したくないという人に理由を聞いてもいいですか？
- Q6 児童・生徒に対して記念品の類を贈呈する場合、非会員の子どもには記念品をあげなくても良いですか？
または実費対応する、とかでもいいですか？
- Q7 PTAに参加しない人との関わり方はどうすればいいですか？
- Q8 役員やクラス委員を決める際に、非会員の方との関わり方はどうすればいいですか？
- Q9 入会届をとったら非加入世帯が増えてしまうのではと心配です。

2. 会費について

- Q1 会費の引き落としについて。
- Q2 要支援家庭などに対する会費の減額や免除の措置はどうしたらよいですか？
- Q3 転校してきた家庭からの徴収や、転校する家庭への返金はどうしたらよいですか？

3. 役員について

- Q1 役員希望者が見つからない。どうすれば良いですか？
- Q2 役員やクラス委員ができない人に理由を聞いてもいいですか？

4. PTA名簿について

- Q1 会員名簿を作成するために、学校から名簿情報の提供を受けたいのですが？
- Q2 PTA会員名簿の管理はどうすれば良いですか？

5. よこすかPTA活動補償制度(保険)について

- Q1 保険金申請の際に名簿は必要ですか？
- Q2 非会員の保護者と子どもは保険の対象になりますか？

1. 入会について

Q1 PTAには全員が入らなければいけないのですか？

PTAへの入会は任意と法律で決まっています。自動的に入会させたり、強制的に入会させたりしてはいけません。まずは保護者に対して任意加入であることを説明し、活動内容を説明し、何らかの方法で入会の意思を確認しましょう。

Q2 入会の意思を「入会届」のような書面で確認しなければいけないですか？

市P協としては、『入会届』を取ることを推奨します。個人情報保護法で、学校からPTAに保護者の同意無しに個人情報を提供することは法律で禁じられているため、PTAが独自に名簿を作成する必要がある場合があります。また、入会後に何かあった時のために、入会届を取って入会の意思が文書として残っていたほうが良いと思います。

Q3 任意加入であることをいつ説明したらいいですか？

新入学予定の保護者説明会で説明するのが良いのではないのでしょうか。できればPTA活動への理解を深めてもらう意味でも、活動をきちんと紹介したしおりを作って配布するのが良いと思います。入ってみたら大変だった、書いてあったのと違う、というのがトラブルや不満の元になると思います。誠実に説明・対応することが必要かと思います。

Q4 入会したくない人がでたらどうすれば良いですか？

学校側と協力して、個別に活動の意義を説明していただくのが良いかと思います。
自分たちの子どもが通っている学校に対して、保護者として何かできることがあれば一緒に活動しましょう。
◎PTAは、子どもの健やかな成長を図ることを目的とする団体であること。
◎保護者と教職員とが対等の立場で協力し、学び合い、高め合っていく団体であること。
◎PTAには、家庭・地域・学校を結ぶ役割もあること。
保護者にとってのメリット・・・
◎学校での子どもの様子がよくわかるようになる。
◎保護者同士のつながりができる。
◎教職員とのつながりができる。
◎地域とのつながりができる。
と思われますが、上記をメリットと思わない方もいると思うので、有効ではないかもしれません。

Q5 入会したくないという人に理由を聞いてもいいですか？

DVやストーカー、自分や家族の病気、その他家庭の事情など、人に言えない理由の方もいると思われますし、そうでなくても、プライバシーに配慮する、強制はしない、本人の意思を尊重するなどが重要です。今後のPTA活動を見直すためにも差し支えなければ入会したくない理由を聞かせてください、程度にするのが良いかと思います。

Q6 児童・生徒に対して記念品の類を贈呈する場合、非会員の子どもには記念品をあげなくても良いですか？または実費対応する、とかでもいいですか？

PTAの活動は「会員の子どものため」に行うものではなく、「その学校の児童・生徒のため」に行うのが原則と考えます。よって会員、非会員の子どもに差をつけてはいけない、というのが市P協の指針になります。もしそこ

に不公平感を持つ保護者が多いなら、会費を使って記念品を贈呈することはやめるのも一つです。

◎PTAからの記念品は、あくまでも子どもたち全体へのプレゼントとし、親が会員かどうかは問わないのが大前提です。子どもに差をつけることはあってはなりません。もし、そこで会員と非会員の負担のバランスが悪いようであれば、PTAの活動としての位置づけを見直して、卒業記念品などは実費を集めて共同購入のような形にするなどの方法もあります。

Q7 PTAに参加しない人との関わり方はどうすればいいですか？

PTAには団体として二つの性質があります。一つは、親睦や学習のための団体としての性質で、もう一つは、保護者として子どもたちの教育環境の整備に協力する団体としての性質です。

そこを考えると、親睦のための活動は会員を中心に声をかけるにしても、子どもたちの教育環境のための活動には、会員ではない人たちにも参加してもらえるように声をかけても良いのではないのでしょうか。つまり、保護者として子どもたちの教育環境整備のために行う活動、例えば運動会のお手伝いやパトロール、草刈りなどについては、会員、非会員を問わず参加を呼びかけるなど。ただしこちらも強制ではなく、自発的な参加を求めましょう。

Q8 役員やクラス委員を決める際に、非会員の方との関わり方はどうすればいいですか？

多分、非会員の人が増えてきた場合、ここが一番のポイントになってくると思われます。『役員やクラス委員ができないから会員にならない』、『役員、委員をやりたいくないから会員にならない』、という方がいる場合には、それを習って非会員の方が増えることも考えられます。

そうならないためにも、

- ぜひ入会したいと思ってもらえるような活動をする
- あの人一度もやっていないからずい、というような言葉が出ないような活動を
- なぜ、役員やクラス委員をやりたいくない人が多いのか、の理由を考えて、PTAを改革していく

Q9 入会届をとったら非加入世帯が増えてしまうのではと心配です。

非加入でも子どもが差別を受けないなら、非加入世帯が増えてしまうことは考えられます。やはり加入者が減らないよう、保護者に活動の意義を伝えるとともに、役員活動の負担を軽くして、協力しやすい環境を作ることが必要なのではないのでしょうか。また、入会が減ればその規模に応じた組織に変えていく、というのも一つの考え方だと思います。

◎非加入世帯が増えてしまうことを恐れるよりも、任意加入団体として魅力と感動を伝えることに全力を注ぎましょう。PTA活動の大切さはもちろん、いじめ・ネット・ゲーム・犯罪など子どもたちを取りまく危険の多様化への対応、気候変動への対応など、活動の重要性をアピールして理解していただき、より多くの加入世帯を獲得するのがこれからのPTAの在り方だと考えます。

2. 会費について

Q1 会費の引き落としについて

本来、入会の意思確認ができていないのに、会費を徴収するのはおかしいのです。そのため、やはり入会届を取るなどして、ちゃんと入会の意思確認と会費を支払う意思確認を取る必要はあると思います。

平成30年4月より、今まで学校で集めていた給食費を、市が徴収するようになりました(主に学校現場の負担軽減のため)。そのため、かつては給食費とPTA会費を一括で学校の口座から引き落とされていたところが多か

ったと思いますが、今後は、PTA会費は単独で学校の口座(教材費等引き落としのための口座)から引き落としになると思われます。

Q2 要支援家庭などに対する会費の免除の措置はどうしたらよいですか？

要支援家庭のPTA会費を免除するかしないかは、各単Pで規定すればよいと思います。ただし誰が免除されているかについては、プライバシーの面から、PTAが情報を把握・管理するのは難しいと考えます。

Q3 転校してきた家庭からの徴収や、転校する家庭への返金はどうしたらよいですか？

PTAへの途中退会・入会への返金・徴収についてのルールを、各単Pで、規約や細則に規定しておく和良好的と思います。

◎例として「半期ごとの引き落としとして、その半期以内の途中入会は次の半期分からの徴収とし、途中退会は中途の半期分からの返金はしない。」や「途中入会・退会は、月割りで徴収、返金する。」など。

3. 役員について

Q1 役員希望者が見つからない。どうすれば良いですか？

PTAの仕事は「できる人が、できることを、できるときに！」が原則だと思います。役員の仕事の中身を会員によく知ってもらうことができれば、役員を引き受けてくれる人が増えるかもしれません。また誰でも引き受けられるような仕事への改革が必要になってくると思われます。今まではずっとこうしてきたから、という考えをやめて、時代にあった組織や仕事内容に改革していくことも必要かと思われます。

◎どうしても委員長や副委員長が決まらない委員会はいったん役員をおかず、イベント・作業ごとにボランティアやサポーターを募集するやり方もあります。ただ最悪イベント・作業自体ができなくなる可能性もありますので、あくまで一時回避的に考えることをお勧めします。

Q2 役員やクラス委員ができない人に理由を聞いてもいいですか？

役員やクラス委員を決める際に、単にやりたくない人以外にも、育児・介護・仕事・体調などの兼ね合いで引き受けられない人もいます。また、DVやストーカーなどで、前面に出たくない(出られない)人もいます。PTAはやりたい人がやるボランティア活動で、任意加入の団体ですから、本当は入りたい人・やりたい人が「やります」といえば済むはずで、やらない理由を告げる必要は本来はないと考えます。委員や役員をできない人が「できない理由」を人の前で言ったり書かされたりする風潮は、絶対に止めるべきであると考えます。

4. 名簿について

Q1 会員名簿を作成するために、学校から名簿情報の提供を受けたいのですが？

学校が収集した個人情報を、保護者の同意無しにPTAに提供することは違法になります。

●学校が保護者に対して、個人情報をPTAに渡すという同意書を取る。

→ただしこれは保護者の名簿であって、会員の名簿ではないので注意が必要です。

→同意書内に、『同意した場合はPTAへの加入も同意したとする』、とすれば個人情報の提供承諾もPTA加

入も済んだかのように思われますが、PTA加入の確認事項や会費の発生確認、PTAでの個人情報取り扱いの承諾がとれていませんので、厳密にはグレーでありPTA加入届としては効力がない事を踏まえておく必要があります。

●PTAが独自に、加入届などから会員名簿を作成する。

PTAが情報収集する際にも名簿を作成することをはっきり明示した上で、会員の同意を得る必要があります。また、情報を得る際にはその他の利用目的の明記も必要になります。(個人情報保護規定)

Q2 PTA会員名簿の管理はどうすれば良いですか？

まずは、各単Pで作成した『個人情報保護規定』に遵守する。(未作成の場合、市P協サイトにひな形あり)

- ・個人情報取扱責任者を定める。(通常はPTA会長)
- ・会員名簿などの個人情報にかかわる書類は鍵のかかる棚に保管。
- ・会長や副会長が使用目的を確認した上で使用する。
- ・個人情報の漏洩は保護法違反となります。きちんと使用のためのルールを決めて取り扱う。

5. よこすかPTA活動補償制度(保険)について

Q1 保険金申請の際に名簿は必要ですか？

名簿の存在がPTA行事であること、PTA行事に参加したこと、PTA会員であることの特定になりますので、必ず提出が必要になります。そのため、イベントごとに参加者名簿は作成してください。(保護者、教職員、児童生徒も) 例えばPTA祭などで、子どもたちがブースを回って体験する場合、ブースの入り口にて名前と学年クラスを書いてもらうなどの対応、もしくは総合受付で参加者全員の名前と学年クラスを書いてもらう対応、いずれが必要となります。

その場で声かけした運動会の片付けなど場合にも、集まってくれた保護者には、その場で名前と子どもの学年クラスを書いてもらいましょう。

怪我された方が一人だと、小さい名簿の提出で済みますが、事故に合われた方が多数だったり、死亡事故などが起きるなど大きな事故の場合には、PTA会員全員の名簿が必要になってくる場合もあります。

すると、PTAが会員の名簿を所有していることが必要になってくるので、加入届を取って名簿を作るか、加入届を取っていない場合は、学校が保護者に対して、PTAとも共有しますと個人情報承諾書を取ると同時にPTAも保護者に個人情報承諾書を取るなどの対応が必要かと思えます。

Q2 非会員の保護者と子どもは保険の対象になりますか？

PTA活動参加者名簿(PTA会長の承認が必要)にお名前が載っていれば補償対象になります。

■参考

神奈川県教育委員会『PTA活動のためのハンドブック』

千葉市PTA連絡協議会 本当に聞きたかったPTAの悩みごと 平成29年版